

## 第1回三条市教育基本方針等検討委員会会議録

- 1 開会宣言 平成26年6月5日(木)午前10時
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 201 会議室
- 3 出席者 雲尾委員、志賀委員、藤田委員、飯田委員、遠藤委員、平澤委員、阿部委員、山崎委員、白鳥委員、久保委員、廣川委員、石黒委員、住吉委員
- 4 欠席者 鈴木委員、長岡委員、細川委員
- 5 説明のための出席者  
長谷川教育長、池浦教育部長、笹川教育総務課長、久住子育て支援課長、樋山小中一貫教育推進課長、前澤教育センター長、長谷川生涯学習課長、永井健康づくり課主幹、清水教育総務課長補佐、高橋小中一貫教育推進課指導主事、大谷教育総務課庶務係長
- 6 傍聴人 1人
- 7 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 開会あいさつ(教育長)
  - (3) 自己紹介
  - (4) 委員長の互選
  - (5) 職務代理委員の指名
  - (6) 議事
    - ア (仮称)新・教育基本方針の策定について
    - イ 「いじめ防止対策推進法」の施行にともなう取組事項について
  - (7) 次回教育委員会定例会の日程について
  - (8) 閉会
- 8 審議の経過及び結果
  - (1) 開会  
(池浦教育部長)  
それでは、ただ今から第1回三条市教育基本方針等検討委員会を開催いたします。  
はじめに、長谷川教育長からあいさつを申し上げます。
  - (2) 開会あいさつ(教育長)  
(長谷川教育長)  
皆さん、改めましておはようございます。三条市教育長の長谷川でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

連日真夏のような暑い日が続いておりましたが、今日は少し気温が下がってきたようであります。少し過ごしやすくなったなというふうに考えていますが、皆様方におかれましては大変御多用の中、三条市教育基本方針等検討委員会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございました。また、あわせて本日御出席を賜りましたことを心から感謝を申し上げたいと思います。

皆様には既に御案内のところでございますが、現在の三条市の教育基本方針は平成 17 年の 5 月 1 日に新しい三条市が誕生いたしまして、合併いたしました市町村の教育制度の調整を図りまして、新しい三条市としてどう教育を進めていくべきか、こういった方向性を示すものとして、平成 18 年度から平成 26 年度までの 9 年間を見通した中で策定をされてあるものでございまして、これらを受けまして教育制度等の検討がなされ、平成 20 年に教育制度等検討委員会の提言をいただく中で、三条市の教育の基軸として小中一貫教育に取り組むなど、子どもたちのたくましく健やかに生きる力の育成、また、中学校区で一体となった環境づくりをする、こういったことなど教育行政の展開をこの間図ってまいったところでございます。

今、御承知のとおり、教育を巡る動向につきましては少子化の進展、あるいは国の教育制度改革が進められている中にありまして、教育にとって大きな変化が今後予想されてくるところでございます。皆様方にはこういった大きな変化の中にあって、これからの三条市の教育をどう進めていくべきか、平成 27 年度からの教育の羅針盤ともいべき教育の骨子につきまして、大所高所から御検討を賜ることをお願い申し上げるものでございます。

また、昨年 9 月にいじめ防止対策推進法が施行されたところでございますが、その中で私も地方公共団体も、いじめ防止の対策を効果的に推進するために、いじめ防止基本方針を定めるように努めていくことが望ましいということが条文として掲げられてございます。私も三条市といたしましては、いじめ問題に対応する基本姿勢を明確にすることで、いじめ問題に対処する、こういった機動力を高め、いじめ防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。したがって、あわせていじめ防止基本方針につきましても、皆様方から御検討を賜りたくお願い申し上げるものでございます。

委員の皆様にはそれぞれ御多用のことは存じますが、これからの三条市の教育のためにお力添えを賜りますことを心からお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

### (3) 自己紹介

(池浦教育部長)

最初の委員会でございますので、まずは自己紹介をお願いしたいと存じます。委員名簿順に雲尾委員からお願いいたします。

—各委員自己紹介—

ありがとうございました。続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

—事務局職員自己紹介—

(4) 委員長の互選

池浦教育部長から、委員長は、三条市教育基本方針等検討委員会設置要綱第5条の規定に基づき、委員の互選により決定する旨説明する。

委員からの事務局一任の発言により、事務局案として委員長に新潟大学大学院現代社会文化研究科助教授の雲尾委員の名を挙げ、各委員から拍手を以って承認された。

(5) 職務代理委員の指名

池浦教育部長から、職務代理委員の指名については、三条市教育基本方針等検討委員会設置要綱第5条第3項の規定に基づき、委員長があらかじめ指名する旨説明する。

雲尾委員長の指名により、志賀委員に決定する。

(6) 議事

ア (仮称) 新・教育基本方針の策定について

笹川教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく承認と決定

イ 「いじめ防止対策推進法」の施行にともなう取組事項について

樋山小中一貫教育推進課長が説明

(雲尾委員長)

では、ただ今のことにつきまして、御発言等ございましたらお願いいたします。

(阿部委員)

いじめ防止対策推進法の御説明をいただきまして、まだよく理解していない点もあるんですが、県の方ではこのいじめ問題対策連絡協議会を設置されていて、新聞等によりますと年1回ぐらい方針とか、いろいろなものを検討されたり、集まって方針を検証されたりしてるんですが。三条市がもしこれを置かないということで、必要に応じてとってありますけども、私は、いじめというのは起きたときに対策するのはもちろんですけども、起きないようにする防止の方も大切だと思うんですが。そこら辺が今の御説明だと、じゃあ、防止の方はどうするんだろうかと不思議な気持ちで聞いておりましたので、質問させていただきました。

(樋山小中一貫教育推進課長)

説明が下手で伝わらなかったことをお詫びします。普段の未然防止、または対応については、既成の組織である子ども・若者総合サポート会議、これが常時開催されております。この中の問題行動部会もメンバー上ではほとんど変わりございませんので、この組織を活用して日々情報交換をしながら、対応に当たっていくということです。そして、重大事件等が起

こった場合についてはまた別と考えているわけです。ですから未然防止の、普段のいじめを  
検討する機関は、この既存の組織に代えさせていただこうと考えているところでありませ

(雲尾委員長)

阿部委員、よろしいですかね。

(阿部委員)

組織としては理解できましたので、あとは活動内容等々、そういうのはまたこれからの問  
題なんでしょうね。

(雲尾委員長)

普段の子ども・若者総合サポート会議の問題行動部会というのが、具体的に今までどう活  
動してきた等も含めてということですね。

(阿部委員)

市民の知らないところで。

(雲尾委員長)

あるということは今聞いたけれども、それが実際どう機能しているかということがわから  
ないと判断はしにくいということで、次回会議にはその資料をそろえていくということによ  
ろしいですか。今、答えをまとめられますか。お願いします。

(高橋小中一貫教育推進課指導主事)

例年、問題行動対応部会におきましては生徒指導上の諸問題に加えて、いじめや不登校と  
いった内容について特化した形での協議会を行わせていただいております。

昨年度の問題行動対応部会におきまして、このいじめ問題について、教育委員会、そして  
学校、地域、家庭が一体となって取り組むべき事柄は何かという予防策について協議をさせ  
ていただいたところでもあります。

また、その際に、積極的に啓発活動をまずやっていくことが重要であるという意見をいた  
だきまして、今年度、教育委員会が事務局になって、いじめ問題防止のための家庭向けの啓  
発リーフレット等を作成してこられたところでもあります。そういった形で機動力を、問題行  
動部会が発揮していただいているところでもありますので、是非この問題について活動を継続  
的に行わせていただきたいと考えておるところでもあります。また、皆様から御意見をいただ  
きながら、さらにこの会議が充実した活動ができますように御提言をいただければありがた  
いと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(池浦教育部長)

今回、御議論いただく内容の中の2つ目として、いじめ防止対策推進法の施行に伴う取組  
の中身について併せて御議論いただきたいという中で話は進んでおりますが、正直言いまし  
て、この2点目のいじめ防止対策推進法に関わる取組事項につきましては、いきなりコアの

部分からお話しているみたいな形になって、立ち位置について、十分共通認識が持てないまま少し議論が進んでいるかなというふうに感じましたので、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

基本は1ページ目が全てなんです。これが、例の天津市のいじめ問題に関わりまして教育制度等の検討も併せられている中で、国の方でいじめ防止対策推進法をしっかりと作って、それを補完していきましょうという趣旨の中で、その取組事項で地方公共団体に対して義務的にさせられる事項、それから努力的にさせられる事項というものがそれぞれございます。その中で当然、義務的事項についてはしっかりと私どもでやっていかなければなりませんし、義務的事項の中にも市町村によって、その考え方を整理するべきものというのがあります。

さらに、努力事項につきましては何点か記載がございますが、これについても地方公共団体の考え方、趣旨に基づき盛り込んでいけばいいものだということもございますので、その辺の考え方について、これから全体の基本方針をまとめる中で、また、あわせて考えをこの際お聞きできればという趣旨で細かい内容で書いてあります。改めてそういった趣旨からもう1つの方を御覧いただきたいと思いますので、御議論の方を引き続きよろしく願いいたします。

(廣川委員)

今のお話の中で、いじめ防止対策推進法の基本方針について、これから進めていくということになるわけですが。各学校においては対策組織を設置するというので、今ここでこれから方針を策定するという作業というのは、この方針の策定を受けて学校の対策組織を設置するのか、平行して学校でもこういう形で行われるのか、その辺の動きを、今のお話の中でちょっと時間がとれないのを理解してなかったもので、その辺のところをどうなっているか説明していただきたいと思います。

(高橋小中一貫教育推進課指導主事)

学校の義務事項として、学校いじめ防止基本方針を策定すること、さらに、学校のいじめ防止対策のための組織を設置することにつきましては、法の施行と同時に義務事項が発生しておりますので、既に昨年度末、各学校の方で取組を始めまして、この5月1日現在で三条市内の全ての小中学校が学校いじめ防止基本方針を既に策定完了いたしました。

さらに、学校の対策組織につきましても、既存のいじめ不登校等対策委員会や、学校の運営委員会、または学区のいじめ対策連絡協議会等の組織を活用して、このいじめ防止対策推進法に則り、組織の設置を完了している各学校からの報告を受けております。既に義務事項については学校は完了済みということで報告をさせていただきます。

(池浦教育部長)

参考資料がございますので、お配りさせていただきます。

(雲尾委員長)

では、参考資料をお配りいただいておりますが、この説明はどなたがしていただけるんですか。

(久住子育て支援課長)

今ほどの、既存の組織の子ども・若者総合サポート会議問題対応部会での内容というお話が出ましたので、まず子ども・若者総合サポートというものがどういうものなのか、そして、どういうメンバーから構成をされているものなのかということ、少し御説明させていただきたいと思います。

このシステムを構築したのが平成21年です。平成20年の4月に子育て支援課が教育委員会にできましたので次の年ということでございます。簡単に申し上げますと、左側に対象というふうに書いてあります。いわゆる虐待ですとか、発達障がいを含む障がい、不登校、非行、引きこもりなど問題を抱える若者など何らかで支援の必要な子ども・若者に対して、それらの情報をできるだけ一元化をして、その子に応じた支援策を関係機関と共有しながら支援をしていこうというもので、子育て支援課と小中一貫教育推進課がハブ組織となってそれぞれ子どもたちの支援を行っているというものでございます。そんな中で会議の名称が出てきましたけれども、下の方にまいります。

これを進めるに当たっては、まず代表者会議というものを設けております。これは、それぞれ法律で定められているものからきている会議でございます。この代表者会議では、支援の現状と課題について情報共有を行っているところでございます。

そして、その代表者会議の下に、それぞれまた事案が違う、また対象が違う、問題が違っていることもございますので、それぞれ虐待防止部会、問題行動対応部会、障がい支援部会、若者支援部会という4つの部会に分けて、それぞれ会議等を設けておるところでございます。

もう1枚目の方がサポート会議の要綱の抜粋、別表でございます。4部会ごとに丸をつけているところの方々が集まっていたのが部会の会議です。ここでは今、問題対応部会ということで新潟地方法務局の三条支局から始まりまして、青少年育成市民会議まで入っている会議でございます。

(雲尾委員長)

ただ今の件も含めまして、御意見等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

では、今の三条市子ども・若者総合サポートシステムの委員構成につきましては、資料2の補足資料という形で取り扱わせていただきますが、それ以外に、資料1、資料2以外にも配付資料がございます。三条市幼児教育等の資料がございますので、配付資料につきまして説明をいただきたいと思っております。

三条市の幼児教育について、久住子育て支援課長が説明

三条市生涯学習推進計画について、長谷川生涯学習課長が説明

(雲尾委員長)

ただ今の幼児教育及び生涯学習に関する資料について、御質問がありましたら願います。

今ほど生涯学習の説明ですと、推進計画は別立てでこの基本方針とずれて動くということになりますでしょうか。どういうことですか。

(長谷川生涯学習課長)

生涯学習推進計画につきましては私どもの方で所管をさせていただいていますが、生涯学習推進計画は、次期総合計画と教育基本方針とも整合性が保たれ遺漏がないように、3つの部分がしっかり合わさった中で動くというふうに考えております。

(雲尾委員長)

そのほか、いかがでございましょうか。資料につきまして、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

(7) 次回検討委員会の日程について

笹川教育総務課長から、次回委員会は7月下旬または8月上旬に開催する旨提案があり、委員長が諮り、事務局案のとおり決定する。

9 閉会宣言 午前11時15分